

一般社団法人九州貸切バス適正化センター適正化事業諮問委員会運営規程

一般社団法人九州貸切バス適正化センター

(目的)

第1条 この規程は、道路運送法第43条の17の規程に基づく適正化事業諮問委員会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適正化事業諮問委員)

第2条 この法人に適正化事業諮問委員4名以上6名以内を置く。

2. 適正化事業諮問委員は、貸切バス事業者が組織する団体が推薦する者、貸切バス事業の用に供する自動車の運転者が組織する団体が推薦する者、学識経験のある者及び貸切バス事業の利用者のうちから、九州運輸局長の認可を受けて会長が任命する。
3. 適正化事業諮問委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 補欠又は増員により選任された適正化事業諮問委員の任期は、その選任時に在任する適正化事業諮問委員の任期の満了の時までとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2. 委員長及び副委員長は、委員の互選により、会長が委嘱する。
3. 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

(委員会)

第4条 適正化事業諮問委員会は、適正化事業諮問委員をもって構成し、委員長を議長とする。

(諮問事項)

第5条 会長は、次の事項について、あらかじめ適正化事業諮問委員会に諮らなければならない。

- (1)貸切バス事業者の負担金の額及び徴収方法
- (2)適正化業務に係る事業計画及び収支予算並びに資金計画
- (3)適正化業務に係る事業報告及び収支決算
- (4)財産の管理方法
- (5)当法人の解散及び残余財産の処分

(6)その他適正化事業実施上の重要事項

2. 適正化事業諮問委員は、適正化事業諮問委員会において、会長の諮問に応じ、適正化事業の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を会長に述べることができる。

(招集)

第6条 適正化事業諮問委員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2. 会長は、適正化事業諮問委員現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を示して、適正化事業諮問委員会の請求があったときには、その請求のあった日から30日以内に適正化諮問委員会を招集しなければならない。

(決議)

第7条 適正化事業諮問委員会の決議は、適正化事業諮問委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第8条 やむを得ない理由のために出席できない適正化事業諮問委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の適正化事業諮問委員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前条の規程の適用については、その委員は出席したものとみなす。
3. 会長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により、全適正化事業諮問委員の賛否を求め、過半数の同意をもって適正化事業諮問委員会の議決に代えることができる。

(議事録)

第9条 適正化事業諮問委員会の議事については以下の事項につき、議事録を作成して、事務所に備えおくものとする。

- (1)日時及び場所
- (2)適正化事業諮問委員総数、出席者及び出席者数
- (3)審議事項及び議決事項
- (4)議事の経過の概要及びその結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

(謝金の支給)

第10条 適正化事業諮問委員に対する謝金は、適正化事業諮問委員会等への出席の都度、別表第1に基づき、支給する。

(交通費等の支給)

第11条 適正化事業諮問委員会の出席に要する交通費等については、当法人旅費規程により支払うものとする。ただし、勤務地が福岡市内の場合は、これを支給しない。

附 則 この規程は平成29年7月3日から施行する。

別表第1 適正化事業諮問委員の謝金

日 額	10,000 円
-----	----------